

瀬谷区シンボルマークの使用に関する事務取扱要領

制定 令和4年4月1日 瀬政第1842号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、瀬谷区シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用目的）

第2条 シンボルマークは、瀬谷区への愛着や瀬谷区民としての誇りを高めるとともに、瀬谷区のイメージを区の内外に発信するために使用する。

（権利の帰属）

第3条 シンボルマークに関する一切の権利は、横浜市に属する。

（使用者）

第4条 シンボルマークを使用する者は、瀬谷区長の承認を受けなければならない。ただし、横浜市の組織が使用する場合はこの限りではない。

（使用制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークを使用することができない。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はその恐れのあるとき
- (2) 政治若しくは宗教に関する活動に係るとき又はその恐れのあるとき
- (3) 特定の個人、企業、団体等を支援若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はその恐れのあるとき
- (4) シンボルマークが、特定の個人、企業、団体等に属するマークであるような誤解を与えるとき又はその恐れのあるとき
- (5) 横浜市及び瀬谷区の信用若しくは品位を損なうとき又はその恐れのあるとき
- (6) シンボルマークのイメージを損なうとき又はその恐れのあるとき
- (7) シンボルマークのデザインを改変して使用するとき
- (8) 横浜市以外の者が、シンボルマークを名刺へ使用するとき
- (9) その他瀬谷区長が不相当と判断するとき

（使用申請）

第6条 シンボルマークの使用を希望する者は、瀬谷区シンボルマーク使用申請書（第1号様式。以下「使用申請書」という。）を瀬谷区長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 個人、家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用するとき

(2) その他瀬谷区長が認めたとき

- 2 使用申請書は、使用を希望する期間の6か月前から提出することができる。
- 3 前々項に関し、瀬谷区長は、必要に応じて添付書類の提出を求めることができる。

(使用期間)

第7条 シンボルマークの使用期間の上限は、使用開始日の翌々年度の3月31日までとする。ただし、恒久的に使用を継続する製作物については、この限りではない。なお、使用期間とは、シンボルマークを使用する製作物の製作に係る期間に加え、製作物を配布する場合はその配布期間並びに製作物が広報物及び電子媒体等である場合はその公開期間を含むものとする。

- 2 前項で、使用期間が終了し、引き続きシンボルマークを使用するときは、改めて前条第1項に係る使用申請書を瀬谷区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の承認又は不承認)

第8条 瀬谷区長は、シンボルマークの使用申請書が提出されたときは、第2条及び第5条に基づき、使用の承認又は不承認を決定する。

- 2 前項で、瀬谷区長は、使用申請について使用の承認を決定したときは、瀬谷区シンボルマーク使用承認通知書(第2号様式)によって通知する。使用者は、使用にあたって、第10条を遵守しなければならない。
- 3 前々項で、瀬谷区長は、使用の不承認を決定したときは、瀬谷区シンボルマーク使用不承認通知書(第3号様式)によって通知する。

(使用内容の変更)

第9条 前条の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用に係る内容に変更が生じた場合は、速やかに瀬谷区シンボルマーク使用変更申請書(第4号様式。以下「変更申請書」という。)を瀬谷区長に提出しなければならない。

- 2 前項で、変更申請書の提出があったときは、瀬谷区長は、変更内容が軽微であると認められるときに限り、使用に係る内容の変更を承認し、瀬谷区シンボルマーク変更承認通知書(第5号様式)によって通知する。又、瀬谷区長は、使用に係る内容の変更を不承認とするときは、瀬谷区シンボルマーク変更不承認通知書(第6号様式)によって通知する。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的及び使用内容のみに使用すること。
- (2) 使用承認に係る権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 横浜市又は瀬谷区が推進する施策又は事業等に支障を生じさせないこと。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用しないこと。
- (5) 横浜市又は瀬谷区は、使用者又は製作物等について推奨を行うものではないため、使用者は、第三者に、その旨の誤解を与える恐れがある使用を行わないこと。

- (6) シンボルマークのデザインを使用した製作物に係る商標登録、意匠登録等をしないこと。
- (7) 別表1のカラー設定を遵守すること。
- (8) シンボルマークを変形(縦横比の変更や形状の一部改変も含む)又は加工をしないこと。
- (9) シンボルマークを他の図形、文字等と重ねないこと。
- (10) シンボルマークを他の図案等と組み合わせて使用しないこと。ただし、瀬谷区長が特に認めるときは、この限りではない。
- (11) シンボルマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(使用承認の取消し)

第11条 瀬谷区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請した使用目的及び使用内容以外に使用したとき
- (2) 申請した内容に虚偽又は不正があったとき
- (3) 第5条、第9条及び第10条に違反したとき
- (4) 使用内容等について、瀬谷区長が不相当と認めるとき

2 前項の取消しがあったとき、瀬谷区長は、瀬谷区シンボルマーク使用承認取消通知書(第7号様式)によって通知する。

3 前項について、使用者は、通知のあった日以降、シンボルマークの使用をしてはならない。

(申請の取下げ)

第12条 シンボルマークの使用申請をした者が、当該申請の取下げをしようとするときは、瀬谷区シンボルマーク使用取下書(第8号様式)を瀬谷区長へ提出するものとする。

(使用料)

第13条 シンボルマークの使用に係る使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第14条 使用者が、シンボルマークを使用することに起因し、第三者に損害を与えたときは、使用者がその全ての責任を負うものとする。

2 前項について、横浜市又は瀬谷区は損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

3 使用者は、シンボルマークの使用に際して、故意又は過失により横浜市又は瀬谷区に損害を与えたときは、これによって生じた損害について横浜市に賠償するものとする。


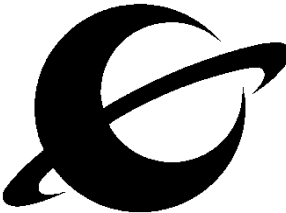

(管理)

第15条 シンボルマークの使用に係る管理及びこの要領に関する事務は、瀬谷区区政推進課が行う。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、瀬谷区長が別に定める。

別表1 瀬谷区シンボルマークカラー設定

緑色 (DIC. 131) (C73、Y90)	黒色 (K100)	灰色 (K50 以上)
		

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前にシンボルマークの承認を得たものは、なお従前の例による。

年 月 日

瀬谷区シンボルマーク使用申請書

（申請先）

瀬谷区長

団体名（代表者）

所在地

連絡先 担当者

電話

E-Mail

次のとおり、瀬谷区シンボルマークの使用について申請します。使用に関しては、「瀬谷区シンボルマークの使用に関する事務取扱要領」にしたがいます。

使用目的	
使用する媒体	<input type="checkbox"/> 印刷物（紙） <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> その他 具体的な媒体名
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用内容	※使用箇所や数量、規格等をご記入ください。
特記事項	

《添付書類》

企画書等

試作品又は完成予想図等

申請者の概要及び現況を示すもの

その他区長が必要と認める書類（ ）

第 号
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区シンボルマーク使用承認通知書

年 月 日付申請のありました瀬谷区シンボルマークの使用については、次のとおり承認します。

承認内容： 瀬谷区シンボルマーク使用申請書の申請内容のとおり

使用条件

使用にあたっては、「瀬谷区シンボルマークの使用に関する事務取扱要領」の規定を遵守すること。

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

第 号
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区シンボルマーク使用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区シンボルマークの使用については、次の理由により不承認とします。

不承認とする理由：

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

年 月 日

瀬谷区シンボルマーク使用変更申請書

（申請先）

瀬谷区長

団体名（代表者）

所在地

連絡先 担当者

電話

E-Mail

年 月 日 第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 変更内容

2 変更理由

第 号
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区シンボルマーク変更承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区シンボルマークの使用変更については、次の条件を付して承認します。

承認内容： 瀬谷区シンボルマーク使用変更申請書の申請内容のとおり

使用条件

使用にあたっては、「瀬谷区シンボルマークの使用に関する事務取扱要領」の規定にしたがうこと。

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

第 号
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区シンボルマーク変更不承認通知書

年 月 日付で申請のありました瀬谷区シンボルマークの使用変更については、次の理由により不承認とします。

不承認とする理由：

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

第 号
年 月 日

様

瀬谷区長

瀬谷区シンボルマーク使用承認取消通知書

年 月 日 第 号で承認したシンボルマークの使用承認を取り消します。

直ちに、シンボルマークの使用を中止してください。又、製作物を回収若しくは削除してください。その他、瀬谷区長の指示にしたがってください。

取消理由：

担 当 瀬谷区役所

電 話

F A X

年 月 日

瀬谷区シンボルマーク使用取下書

（提出先）
瀬谷区長

団体名（代表者）
所在地
連絡先 担当者
電話
E-Mail

年 月 日に提出した瀬谷区シンボルマークの使用申請について、これを取り下げます。

取下理由：